

## 太陽光発電システムの更なる普及促進を求める要望

洞爺湖サミットでは、議長国である我が国において、2050年に温室効果ガスの総排出量を60～80%削減するという目標を掲げたところであります。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す大きな原因の一つは、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーへの転換、促進が必要であります。太陽光発電は、その中でも、天然資源の乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして、注目されております。

しかし、発電量、装置の生産量とも「世界一」を誇ってきたが、2004年には、発電量でドイツにトップの座を奪われるなど、国内導入量は伸び悩み状況であります。

既に、本年7月に閣議決定された「低炭素社会行動計画」において、太陽光発電量を2020年までに現在の10倍、2030年に40倍にするとの目標を掲げられたところでありますが、その実現に向け積極的な取り組みが求められるところです。

よって、国におかれては、太陽光発電システムの更なる普及促進を図るため、各省庁が連携しながら、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金事業制度の事業予算を拡充すること。
- 2 分譲住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や、賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など、住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進を行うこと。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入に向けて、その制度整備を行うこと。
- 4 太陽光発電システムの導入コストの低減化に向けた技術開発促進策を推進すること。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のため、電気事業者に対して買取価格の引上げの指導、その支援措置の創設を行うこと。

平成20年11月25日

環境大臣 斉藤 鉄夫 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 食の安全・安心体制の確立を求める要望

食の安全・安心の確保は、国民生活にとって最も根源的な問題であります。

しかしながら、中国産冷凍ギョーザによる食中毒事件を始め、産地や製造日、期限表示の改ざんなど、食品偽装にかかわる事件が相次いで発覚し、食の安全に対する消費者の信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、非食用事故米穀の不正流通では、工業用として使用されるべきものが食用に転用され、市場に流通したものであり、食品事業者の商道徳も地に落ち、法に基づき厳しく処断されるべきものであります。同時に、事後検査を行ってきた農林水産省も不正を長年にわたり見抜くことができず、チェック体制にも大きな問題があったと言わざるを得ないものです。

その後も、中国から輸入した加工食品の原料に有害物質のメラミンが混入した牛乳が使用されていたことが判明するなど、食の安全に対する信頼をさらに損ねる事件が続いております。

国におかれては、「食品安全基本法」を制定するなど、適宜対策を講じられてきましたが、安心して暮らせる国民生活のためにも、一刻も早く食に対する信頼の回復を図ることが求められるところであり、今回の事件の全容を解明するとともに、食の安全・安心体制を確立するため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 厳正な食品表示制度を確立するとともに、生産段階から最終消費段階までの追求・遡及が可能となるトレーサビリティ制度の拡充・徹底を図ること。
- 2 食品事業者のモラルやコンプライアンスの徹底を図るため、関係法令の周知や衛生教育の充実を図ること。
- 3 非食用事故米穀の不正流通では、自主回収による損害や風評被害を受けた事業者に対し、金融支援などの救済措置を講じること。
- 4 検査・監視体制を充実・強化するとともに、食品偽装及び不正転売に対する罰則の強化を講じること。
- 5 残留農薬の基準値を超えるなど問題のある農産物等が輸入されている実態に鑑み、水際での確実な検疫体制を拡充・強化するとともに、輸出国に対して我が国と同等の食品安全基準や動植物検疫基準を遵守することを強く求めること。
- 6 食に関する事件の発生に際して、国民に対して正確な情報提供を迅速に行うとともに、日ごろから食育活動等を通じて、食に対する普及啓発を推進すること。

平成20年11月25日

農林水産大臣 石破 茂 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 食の安全・安心体制の確立を求める要望

食の安全・安心の確保は、国民生活にとって最も根源的な問題であります。

しかしながら、中国産冷凍ギョーザによる食中毒事件を始め、産地や製造日、期限表示の改ざんなど、食品偽装にかかわる事件が相次いで発覚し、食の安全に対する消費者の信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、非食用事故米穀の不正流通では、工業用として使用されるべきものが食用に転用され、市場に流通したものであり、食品事業者の商道德も地に落ち、法に基づき厳しく処断されるべきものであります。同時に、事後検査を行ってきた農林水産省も不正を長年にわたり見抜くことができず、チェック体制にも大きな問題があったと言わざるを得ないものです。

その後も、中国から輸入した加工食品の原料に有害物質のメラミンが混入した牛乳が使用されていたことが判明するなど、食の安全に対する信頼をさらに損ねる事件が続いております。

国におかれては、「食品安全基本法」を制定するなど、適宜対策を講じられてきましたが、安心して暮らせる国民生活のためにも、一刻も早く食に対する信頼の回復を図ることが求められるところであり、今回の事件の全容を解明するとともに、食の安全・安心体制を確立するため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 厳正な食品表示制度を確立するとともに、生産段階から最終消費段階までの追求・遡及が可能となるトレーサビリティ制度の拡充・徹底を図ること。
- 2 食品事業者のモラルやコンプライアンスの徹底を図るため、関係法令の周知や衛生教育の充実を図ること。
- 3 非食用事故米穀の不正流通では、自主回収による損害や風評被害を受けた事業者に対し、金融支援などの救済措置を講じること。
- 4 検査・監視体制を充実・強化するとともに、食品偽装及び不正転売に対する罰則の強化を講じること。
- 5 残留農薬の基準値を超えるなど問題のある農産物等が輸入されている実態に鑑み、水際での確実な検疫体制を拡充・強化するとともに、輸出国に対して我が国と同等の食品安全基準や動植物検疫基準を遵守することを強く求めること。
- 6 食に関する事件の発生に際して、国民に対して正確な情報提供を迅速に行うとともに、日ごろから食育活動等を通じて、食に対する普及啓発を推進すること。

平成20年11月25日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 妊婦健康診査の完全無料化を求める要望

子供を安心して産み育てられる社会の構築のためには、出産等に係る経済的負担の軽減が大きな課題となっています。公明党としては、かねてから「安心な出産」に向け「妊婦健康診査の完全無料化」を強く求めてきたところであります。

安全な分娩のために必要な妊婦健康診査には、総額で十数万もの費用がかかることから、一度も健診を受けずに出産する、いわゆる「駆け込み出産」も生じており、その中には、妊婦の緊急搬送先が見つからず死産や妊婦死亡という悲しい事件も度々起きております。

既に、妊婦健康診査については、市町村に最低5回分の公費負担ができるよう交付税措置が行われ、さらに追加の経済対策では、14回分を無料化し、国、市町村がそれぞれ2分の1を負担する政府案が示されたところと理解しています。

しかし、交付税措置された5回分についても、交付税の使い道が各自治体に任されていることから、実際の公費負担の実施回数や金額、方法等にも地域で相違が生じ、また里帰り出産には使えないのではないかと不安もあります。今後、市町村負担が求められる部分については、各自治体の財政事情により大きな格差が生じることが懸念されています。

よって、国におかれては、子供を安心して産み育てられる社会の構築のため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 妊婦健康診査について、出産までに必要となるすべての健康診査費が完全無料となるよう、国の全額負担で措置を行うこと。
- 2 完全無料の妊婦健康診査は、国において最低限必要な健康診査の内容を定め、全国一律に格差なく実施できる制度とすること。
- 3 完全無料の妊婦健康診査を、時限的なものでなく、永続的な制度とすること。

平成20年11月25日

厚生労働大臣 舛添 要一 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 医師確保対策の充実を求める要望

全国的に医師不足が問題となっています。兵庫県においても、医師の偏在による勤務医の医師不足が、へき地をはじめ県下各地で顕著になるなど、地域医療を取り巻く状況は、一層深刻なものとなっています。特に小児科、産科、麻酔科など、特定診療科の医師不足は、全県的に喫緊の課題となっています。

本県では、知事を本部長とする「兵庫県医療確保対策推進本部」において、深刻化する医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた必要な医療確保対策に取り組んでいるところです。

国においても、これまでの「新医師確保総合対策」や「緊急医師確保対策」に引き続き、「安心と希望の医療確保ビジョン」に基づく緊急対策が発表され、へき地等における医師の確保等について各種施策が推進されているところと理解しておりますが、国民生活の安心の基盤である地域医療の更なる充実が求められるところです。

よって、国におかれては、地域医療の充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 医師不足が一層深刻なへき地においては、医師派遣緊急促進事業の事業継続とともに、派遣医師の処遇・生活面でのサポート支援を行うなど、その支援内容の充実を行うこと。
- 2 小児科、産科等、医師不足が顕著な特定診療科については、更なる診療報酬の引上げ・拡充、助産師の活用促進などの措置を講じること。
- 3 医療訴訟件数が増加する中で、第三者評価制度（監察医制度）を確立させ、院内異状死例を解明するなど透明性の確保により、医療関係者の訴訟リスクを軽減する措置を講じること。

平成20年11月25日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する要望

労働者の地域間移動の円滑化を図るために、勤労者向け住宅として独立行政法人雇用能力開発機構が設置した雇用促進住宅は、兵庫県下にも67住宅、5,992戸あり、本県民への住宅供給の一端を担っています。

しかしながら、雇用促進住宅については、国の規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された全国で650住宅ある雇用促進住宅の入居者の間では多くの混乱が生じています。

県下市町などでは、退去者に対して公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなどの取り組みが進められていますが、県営住宅や市町営住宅等で、すべての退去者を受け入れることは困難であり、とりわけ転居が難しい長期入居者などに大きな不安が生じています。

よって、国におかれては、雇用促進住宅の入居者を一方的に退去させることにならないよう配慮し、退去困難者への支援を行うため、以下の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 雇用促進住宅のすべての入居者に対して説明会を開催するとともに、相談体制を早急に整備し、転居先などについての情報提供を充実すること。
- 2 転居が困難な入居者、あるいは定期借家契約が切れる入居者については、一方的に退去させることにならないよう、明け渡しの猶予期間を設けるなどの措置を講じること。
- 3 入居者の転居先として、まず独立行政法人都市再生機構の保有する住宅への優先入居を講じること。
- 4 県営住宅や市町営住宅等で受け入れる場合は、補修費用等の負担に対して地域住宅交付金の活用など、当該設置主体の自治体への財政措置を講じること。

平成20年11月25日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する要望

労働者の地域間移動の円滑化を図るために、勤労者向け住宅として独立行政法人雇用能力開発機構が設置した雇用促進住宅は、兵庫県下にも67住宅、5,992戸あり、本県民への住宅供給の一端を担っています。

しかしながら、雇用促進住宅については、国の規制改革推進のための3か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された全国で650住宅ある雇用促進住宅の入居者の間では多くの混乱が生じています。

県下市町などでは、退去者に対して公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなどの取り組みが進められていますが、県営住宅や市町営住宅等で、すべての退去者を受け入れることは困難であり、とりわけ転居が難しい長期入居者などに大きな不安が生じています。

よって、国におかれては、雇用促進住宅の入居者を一方的に退去させることにならないよう配慮し、退去困難者への支援を行うため、以下の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 雇用促進住宅のすべての入居者に対して説明会を開催するとともに、相談体制を早急に整備し、転居先などについての情報提供を充実すること。
- 2 転居が困難な入居者、あるいは定期借家契約が切れる入居者については、一方的に退去させることにならないよう、明け渡しの猶予期間を設けるなどの措置を講じること。
- 3 入居者の転居先として、まず独立行政法人都市再生機構の保有する住宅への優先入居を講じること。
- 4 県営住宅や市町営住宅等で受け入れる場合は、補修費用等の負担に対して地域住宅交付金の活用など、当該設置主体の自治体への財政措置を講じること。

平成20年11月25日

国土交通大臣 金子 一義 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成

## 中小企業の円滑な資金調達を求める要望

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものとなっています。原油・原材料の高騰に続き、アメリカ大手証券の経営破綻に端を発した世界的な金融危機が、实体经济や地域経済に悪影響を及ぼしつつあり、金融機関の貸出姿勢が消極化し、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしにより中小企業の資金繰りに支障をきたすことが懸念されています。

既に、セーフティネット保証に係る緊急保証制度の対象業種を618業種に拡大するなど、資金繰り対策が講じられていることは理解しております。

しかし、本当に資金を必要としている中小・零細業者のところまで情報が行き届いていないとの意見や、実際の運用の現場において、柔軟な対応ができていないとの意見等もあります。

よって、国におかれては、中小企業の資金繰りに支障を生じさせることなく、経営実態を踏まえた円滑な資金調達を支援するため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 緊急保証制度については、隅々まで広く事業者にも周知徹底するよう十分な措置を講じること。
- 2 各金融機関の窓口において、事業者の立場に立って、円滑な融資受付ができるよう万全の体制を整えるよう指導すること。
- 3 各信用保証協会において、今後の事業展開が見込まれる中小企業など、それぞれの事業者の経営実態を踏まえ、積極的かつ円滑な保証審査を行うよう指導すること。
- 4 緊急保証制度の対象業種が大幅に拡充されたところであるが、地域経済の実情を踏まえ、更に業種を拡充すること。

平成20年11月25日

経済産業大臣 二階 俊博 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成



## 高速道路料金の設定に関する要望

道路は、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、特に全国各地を連結させた高速道路ネットワークについては、物流を促進し地域経済の活性化・発展に資するものであり、これまでから、公明党として、利用促進のため高速道路料金の引下げを求めてきたところであります。

その中で、阪神高速道路の対距離料金制度は当面延期されたところでありますが、会社から提案された料金案は、料金圏毎に距離料金を設定し、上限料金を設定するものとなっておりますが、依然として課題があり、利用者の理解が得られる料金の実現に向け、料金案の見直しが求められるところであります。

また、本州四国連絡道路についても、機能・役割等の点で高速自動車国道と何ら変わることがないにも関わらず、通行料金が割高となっており、利用交通が伸び悩むなど、当初の整備効果が十分発揮できていない状況にあり、その通行料金も他の高速自動車国道と同一とするなど、抜本的な見直しを行う必要があります。

よって、国におかれては、利用者の理解が得られる、利用しやすい高速道路料金の実現を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 阪神高速道路の対距離料金制度での上限料金の更なる引下げを行うこと。
- 2 阪神高速道路で、料金圏を跨いで複数圏利用する場合の割引制度を導入すること。
- 3 新神戸トンネルを阪神高速道路のネットワークに組み入れること。
- 4 本州四国連絡道路の整備効果を生かし、地域の活性化を図るため、抜本的な料金体系の見直しを行うこと。
- 5 本州四国連絡道路の利用促進に向け、通行料金引下げの内容拡充及び継続実施を行うこと。
- 6 道路特定財源の一般財源化においても、高速道路料金の引下げや政策的料金設定を行うことができるよう、2.5兆円の債務承継など、継続的に必要な財源を確保すること。

平成20年11月25日

国土交通大臣 金子 一義 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹 事 長 大 野 ゆきお

政務調査会長 松 田 一 成